

みずほ金積立口座契約規定(2009年4月1日以降適用)

1. 契約内容

みずほ金積立口座契約(以下「本契約」といいます)は、2009年3月末日までにお客さまの委託により当行が分割して買付けた金地金を、保護預りする契約です。

2. 手数料

お客さまには当行所定の年間手数料をお支払いいただきます。なお、1年分の年間手数料を毎年4月の当行所定の日に指定口座から引落させていただきます。

3. 保護預り

- (1) 当行は、この契約に基づいて買付けた金地金を、お客さまがご売却もしくはお引出しされるまで、善良なる管理者の注意義務をもって当行所定の場所に他の保護預り依頼の保護預り金地金とともに混蔵保管します(混蔵保管された金地金を以下「保護預り金」といいます)。
- (2) 当行は前項の金地金につき当行の名義で当行が相当と認める第三者の保管場所に混蔵寄託することができるものとします。
- (3) この口座は当行にお客さまが持参した金地金や金貨などの現物を預けることは出来ません。

4. 保護預り金引出し

- (1) 保護預り金を引出しする場合は、当行所定の書面により契約の証および当行所定の金地金現物引出手数料とともに取引店に届出てください。なお、引出しは100グラム以上100グラム単位とし、100グラム未満の引出しは致しません。
- (2) 当行が引出しする金地金の種類は1キログラム、500グラム、100グラムとし、大きい順の組み合わせで引出します。
- (3) 当行はお客さまのご希望があった場合は、保護預り金の全部または一部を当行所定の方法により換算した当行指定の金貨にて引出しいたします。
- (4) 取引店に引出し相当量の金地金または金貨(以下「金地金等」といいます)がない場合は、金地金等の引渡しは当行所定の日数を要します。この場合、当行は当行所定のお引換証を発行しますので、お引換証記載の引渡し予定日に、お引換証裏面に記名、届出印押なつの上取引店に提出してください。なお、金地金等の引渡し前に生じた価格変動等による損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 金地金の引出し後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の危険は、お客さまのご負担とします。
- (6) 本条第1項および第3項にかかわらずお客さまが取引店に金地金等をお受取りにこられなかった場合、当行ではお引出しの申出がなかったものとして取扱い、当該金地金等を再度保護預りします。ただし、手数料の返却は致しません。

5. 保護預り金の売却

保護預り金の売却をする場合は、当行所定の書面、契約の証とともに取引店に届出てください。この場合、1グラム以上1グラム単位で売却届出当日の当行店頭買取価格にて買取売却代金を指定口座に入金します。なお、1グラム未満の金地金については、第6条(2)により全量売却する場合にのみ売却できます。

6. 解約

- (1) お客さまより当行所定の書面、契約の証を届出していただくことにより、本契約は終了します。
- (2) 保護預り金を全量売却する場合は、解約届出当日の当行所定の店頭買取価格にて買取売却代金を指定口座に入金します。
- (3) また、保護預り金を引出す場合は、その全量を第4条に準じて取扱いします。なお、お引出しになられた以外の残量については、前項により取扱いします。

7. 届出事項の変更等

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合、契約の証の再発行等は当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 当行が届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 契約解除

- (1) お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当行は本契約を解除することができるものとします。
 - ① お申込時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本契約のいずれかに違反した場合
 - ③ 年間手数料をお支払いいただけない場合
- (2) 前項に該当する場合は、当行所定の日に当日の当行店頭買取価格にて換金し、手数料差し引きのうえ換金日の翌々営業日に指定口座に入金します。

10. 譲渡・質入れの禁止

- (1) 保護預り金の買取請求権等のこの契約による預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) この契約の証ならびに保護預り金は、譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

11. 印鑑照合等

本契約に基づく諸取引において、申込書、契約の証、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 合意管轄

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

13. 不可抗力

法令の改廃および戦争・暴動等の不可抗力により本契約の継続が出来ない事由が発生したと当行が認める場合には、当行は本契約に基づく取引を中止することができるものとします。

14. お取引の中止等

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動等のやむを得ない事情により、当行は本規定に基づくお取引を中止することができます。

15. 規定の改定

この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口またはATMコーナーにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上